

〔資料1〕 受講資格要件及び認定

【放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準第10条第3項のいずれかに該当する者で、放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事しようとする者】

受講申込み時、下記のいずれかに該当する必要書類を提出のうえ、認定研修の全科目を履修しレポートを提出した者に対して修了の認定を行います。（全国共通の「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を県知事名で交付）

基準第10条第3項各号	必要書類
一 保育士の資格を有する者	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士（保母）資格証明書の写しまたは保育士証の写し※
二 社会福祉士の資格を有する者	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士登録証の写し※
<p>三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業等」という。）であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業証明書（卒業証書写しでも可。以下同じ。）または、高等学校卒業程度認定試験（大学入学資格検定）合格証明書※ ・2年以上児童福祉事業（放課後児童クラブ）に従事したことを証明する書類（別紙4）※
<p>四 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）第四条に規定する免許状を有する者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教員免許状の写し※
<p>五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業証明書※ ・単位取得証明書※ （左記受講要件を満たす単位を取得したものと卒業したことを証明できる書類）
<p>六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第一百零二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業証明書※ ・単位取得証明書※ （左記受講要件を満たす単位を取得したものと卒業したことを証明できる書類）
<p>七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業証明書※ ・単位取得証明書※ （左記受講要件を満たす単位を取得したものと卒業したことを証明できる書類）
<p>八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業証明書※ ・単位取得証明書※ （左記受講要件を満たす単位を取得したものと卒業したことを証明できる書類）
<p>九 高等学校卒業等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業証明書または、高等学校卒業程度認定試験（大学入学資格検定）合格証明書※ ・2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事したことを証明する書類（別紙4）※ ・市町村長認定用書類（別紙6）※
<p>十 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当を認めたもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・5年以上放課後児童健全育成事業に従事したことを証明する書類（別紙5） ・市町村長認定用書類（別紙6）